(P=3) Thu

2024年 7月号 発 行 者 天理市人権問題啓発活動推進本部 本 部 長 天 理 市 長 事務局 人権センター

7月は「差別をなくす強調月間」 ~差別をなくす強調月間とは~

当初は、1969(昭和 44)年「同和対策特別措置法」 が公布された7月 10 日前後1週間を『差別をなくす強 調週間』として定め、1972(昭和 47)年からスタートしま した。

その後、1981(昭和56)年7月を『差別をなくす強調 月間』として改定され、より積極的に差別をなくす取り 組みを続け、現在に至っています。

人は誰もが人として尊重され、幸せな生活を送りたいと願っています。その気持ちとは裏腹に、知らず知らずのうちに他人の人権を踏みにじってしまっていることがあります。差別は、他人の問題ではなく、わたしたちの問題であって、自分自身も差別の当事者になり得ることに気づくことが差別をなくす第一歩となってきます。

毎年、県内市町村では、人権に関する講演会や展示などの啓発行事が開催される予定となっています。

最近、マスメディアの話題にあがることが少なくなった「新型コロナウイルス感染症」ですが、猛威を振るっていた頃には、多くの人が未知のものや目に見えないものに対する恐れからか、新型コロナウイルス感染症に関わるものすべてを忌避する意識に捕らわれ、問題となったことも記憶に新しいところです。

このことは、感染症に限ったことではなく、他の人権問題にも相通じる部分があるのではないでしょうか。これを教訓として、知らず知らずに持ってしまう偏見や差別意識に、どう向きあっていくのかを一人ひとりが常に考えていかなければいけないのではないでしょうか。

记念[11]写先生



犯罪被害者等の支援について

天理市犯罪被害者等支援条例を施行(2017(平成29)年4月)して、 早7年が経過しました。この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被 害者等の支援に関し基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにし、 犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることでその 施策を総合的に推進し、犯罪被害者が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に 寄与することを目的としております。具体的には、以下の項目があります。

○相談及び情報の提供等

○見舞金の支給等 ○居住の安定

○広報及び啓発

○民間支援団体への支援

連日、凶悪事件や交通事故などの記事が新聞やテレビなどで報道されています。ある日突然、昨日まで送ってきた当り前にあった日常が、何の前触れもなく起こる犯罪によって一変してしまう、そんな犯罪被害を受ける可能性は誰にでもあることです。犯罪被害を受けた方たちは、こんな理不尽さに、否応なく向き合わなければなりません。

その中では、被害に遭った後に「不安で事件のことが脳裏を離れない」 「眠れない」「集中できない」などの身体の不調・ASD(急性ストレス障害)や PTSD(心的外傷後ストレス障害)などこころに不調をきたす場合もありま

て、 メラ ど、 無月

この他にも、SNSなどのソーシャルメディアにおいて、「被害者にも落ち度があったのではないのか」、メディアへの露出を悪意に満ちた意見で批判するなど、被害者を傷つける誹謗・中傷のことばが、更なる無用の苦しみに苛ませることもあります。

行政や支援機関・団体による支援として、経済面での支援やメンタル面での支援などさまざまな施策が実施されています。昨今も、犯罪被害者給付金の引き上げが閣議決定されるなど、拡充が図られています。しかし、心身ともに一番の助けとなってくるのは、周りのサポートではないでしょうか。

被害者の方が嬉しかった言葉に「話を聞いて労わってくれた」「自分の考えを受け入れ、尊重してくれた」などがあります。一人一人の小さな寄り添う気持ちや気遣いが、大きな救いの手となりうることもあります。

まずは犯罪被害者や犯罪被害者支援の状況を知ることからはじめてみませんか。